

# 社会福祉法人 富岳会 定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ハ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ニ) 老人介護支援センターの経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ト) 一時預かり事業の経営
- (チ) 老人居宅介護等事業の経営
- (リ) 老人短期入所事業の経営
- (ヌ) 老人デイサービス事業の経営
- (ル) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ヲ) 障害児通所支援事業の経営
- (ワ) 障害児相談支援事業の経営
- (カ) 特定相談支援事業の経営
- (ヨ) 一般相談支援事業の経営
- (タ) 病児保育事業の経営

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人富岳会という。

### (経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サー

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

とができる。

- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第二三条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第二四条 運営協議会の委員は四名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第二五条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第二六条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴か

## 第七章 資産及び会計

### (資産の区分)

第三四条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第四二条に掲げる公益を目的とする事業及び第四三条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第三五条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、静岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、静岡県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

### (資産の管理)

第三六条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

### (事業計画及び収支予算)

第三七条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日まで、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、

- (1) 居宅介護支援事業
  - (2) 介護予防支援事業
  - (3) 地域包括支援センター事業
  - (4) 日中一時支援事業
  - (5) 介護員養成研修事業
  - (6) 老人デイサービス事業
- 2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

## 第九章 収益を目的とする事業

(種別)

第四三条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 富岳太鼓業
  - (2) 店舗事業（野菜果実小売業・各種商品小売業）
- 2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第四四条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第一〇章 解散

(解散)

第四五条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四六条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第十一章 定款の変更

(定款の変更)

第四七条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、静岡県知事の認可

「別表」

(1) 建物

番号	所 在	構 造	種 類	床面積	摘 要
1	裾野市茶畑字道場山772番地、 782番地1、783番地1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	幼稚園舎	699.25 m <sup>2</sup>	家屋番号772番 富岳台保育園
2	裾野市伊豆島田字小南806番地12、 806番地11	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・ ステンレス鋼板葺 2階建	幼稚園舎	617.43	家屋番号806番12 富岳南保育園
3	裾野市茶畑字中川原1707番地3 裾野市茶畑字姥山2210番地3	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	養護所	2363.75	家屋番号1707番3 富岳一ノ瀬荘・富岳中川原ホーム
4	裾野市茶畑字中川原1707番地3 裾野市茶畑字姥山2210番地3	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	機械室	78.30	家屋番号1707番3 附属建物1
5	御殿場市神山字大野原1925番地1193	鉄筋コンクリート造 アルミニウム板葺 3階建	養護所	3188.66	家屋番号1925番1193 オレンジシャトー富岳・富岳キャサ ーホーム・富岳リーフセンター
6	御殿場市中山字柏原685番地10、 685番地11	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	居 宅	150.06	家屋番号685番10 富岳ビラ(グループホーム)
7	裾野市伊豆島田字小南804番地1	軽量鉄骨造瓦葺 2階建	居 宅	164.67	家屋番号804番1 第二富岳ビラ(グループホーム)
8	御殿場市中山字深田691番地16	木造スレート葺 2階建	寄 宿 舎	152.36	家屋番号691番16 第三富岳ビラ(グループホーム)
9	御殿場市神山字大野原1925番地1148	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	養護所	3545.72	家屋番号1925番1148 富岳の園・富岳の園ショートステイ・ アークビレッジ富岳
10	御殿場市富士見原一丁目2番地12	木造セメント瓦葺 2階建	居 宅	139.21	家屋番号2番12 富岳フレンドハウス(グループホーム)
11	御殿場市神山字大野原1925番地1083、 1925番地1000、1925番地1084、 1925番地1085、1925番地1086	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 平家建	体育館	703.86	家屋番号1925番1083 富岳の園機能回復訓練棟
12	御殿場市富士見原一丁目1番地1	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2階建	養護所	2階 152.37	家屋番号1番1 富岳ビラ・セルブ(グループホーム)
13	御殿場市神山字大野原1925番地 1060、1925番地1061	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	作業所	169.56	家屋番号1925番1060 アークビレッジ富岳作業棟
14	御殿場市中山字下原612番地17	木造スレート葺 2階建	居 宅	95.19	家屋番号612番17 富岳中山ハイム(グループホーム)
15	御殿場市神山字大野原1925番地1095、 1925番地1096	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	作業所	174.96	家屋番号1925番1095 富岳の園作業棟
16	御殿場市神山字大野原1925番地1148	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	作業所	65.26	家屋番号1925番1148の2 富岳の園作業所
17	御殿場市神山字大野原1925番地1060、 1925番地1061	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	作業所	112.55	家屋番号1925番1060 アークビレッジ富岳作業棟
18	御殿場市神山字大野原1925番地1067、 1925番地1066	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	作業所	191.15	家屋番号1925番1067 富岳の園作業棟
19	御殿場市富士見原三丁目3番地7	木造スレート葺2階建	居 宅	129.00	家屋番号3番7 富岳グリーンハウス
20	御殿場市大坂字西ノ原362番地4、 362番地9、363番地3	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	保 育 所	226.30	家屋番号362番4の3 富岳保育園
21	裾野市須山字大野2949番地、2948番地 1、2950番地1、2952番地	鉄骨造陸屋根地下1階付き 4階建	老人ホーム	8061.02	家屋番号2949番 富岳ダイヤモンドライフすその・ 富岳エメラルドハレス
22	裾野市石脇字坂下208番地1、206番地3、 207番地1	木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	養護所	561.45	家屋番号208番1の3 富岳裾野学園
23	裾野市茶畑字広町938番地1、938番地3、 938番地7	鉄骨造陸屋根・合金メッキ 鋼板ぶき2階建	保育所	992.78	家屋番号938番1 富岳キッズセンターあい
24	御殿場市神山字大野原1940番地7、1940 番地28	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ き・陸屋根3階建	養護所	5269.83	家屋番号1940番7 富岳の郷

「別表」

(1) 建物

番号	所 在	構 造	種 類	床面積	摘 要
25	御殿場市大坂字西ノ原363番地1、369番地3	鉄骨造陸屋根2階建	保育所・養護所	2692.43	家屋番号363番1 富岳保育園・富岳学園

## 「別表」

## (2) 土地

番号	所	在面	積	摘	要
1	裾野市茶畑字中川原1707番3		1994.24 m <sup>2</sup>	宅地	富岳一ノ瀬荘・富岳中川原ホーム敷地
2	裾野市茶畑字中川原1708番5		69.81	宅地	富岳一ノ瀬荘・富岳中川原ホーム敷地
3	裾野市茶畑字中川原1709番2		132.00	宅地	富岳一ノ瀬荘・富岳中川原ホーム敷地
4	裾野市茶畑字姥山2210番3		308.03	宅地	富岳一ノ瀬荘・富岳中川原ホーム敷地
5	御殿場市神山字大野原1925番1193		2328.53	宅地	オレンジシャトー富岳・富岳ギャザーホーム 富岳リリーフセンター敷地
6	御殿場市神山字大野原1925番1148		4998	宅地	富岳の園・アークビレッジ富岳敷地
7	御殿場市中山字深田691番16		178.52	宅地	第三富岳ビラ敷地
8	御殿場市神山字大野原1925番1200		2.35	宅地	オレンジシャトー富岳・富岳ギャザーホーム 富岳リリーフセンター敷地
9	御殿場市富士見原一丁目2番12		286.53	宅地	富岳フレンドハウス敷地
10	御殿場市富士見原一丁目1番1		465.88	宅地	富岳ビラ・セルブ敷地
11	御殿場市神山字大野原1925番1158		3400	雑種地	富岳の園・アークビレッジ富岳敷地 オレンジシャトー富岳・富岳ギャザーホーム 富岳リリーフセンター敷地
12	御殿場市神山字大野原1925番1176		258	雑種地	富岳の園・アークビレッジ富岳敷地
13	御殿場市中山字下原612番17		140.29	宅地	富岳中山ハイム敷地
14	御殿場市神山字大野原1925番1556		280.71	宅地	オレンジシャトー富岳・富岳ギャザーホーム 富岳リリーフセンター敷地
15	御殿場市神山字大野原1925番1557		273.88	宅地	オレンジシャトー富岳・富岳ギャザーホーム 富岳リリーフセンター敷地
16	御殿場市神山字大野原1925番1558		63.00	宅地	オレンジシャトー富岳・富岳ギャザーホーム 富岳リリーフセンター敷地
17	御殿場市神山字大野原1925番1559		165	雑種地	オレンジシャトー富岳・富岳ギャザーホーム 富岳リリーフセンター敷地
18	御殿場市神山字大野原1925番1560		243.98	宅地	オレンジシャトー富岳・富岳ギャザーホーム 富岳リリーフセンター敷地
19	御殿場市神山字大野原1925番1562		216	雑種地	オレンジシャトー富岳・富岳ギャザーホーム 富岳リリーフセンター敷地
20	御殿場市富士見原三丁目3番7		229.75	宅地	富岳グリーンハウス敷地
21	御殿場市大坂字西ノ原363番1		2483	田	富岳保育園・富岳学園敷地
22	御殿場市大坂字西ノ原363番2		17	田	富岳保育園・富岳学園敷地
23	御殿場市大坂字西ノ原363番4		11	田	富岳保育園・富岳学園敷地
24	裾野市茶畑字広町938番1		3507.03	宅地	富岳キッズセンターあい敷地
25	御殿場市神山字大野原1925番1175		255	雑種地	富岳の園・アークビレッジ富岳敷地
26	御殿場市大坂字西ノ原369番3		1519	田	富岳保育園・富岳学園敷地
27	御殿場市大坂字西ノ原369番4		226	原野	富岳保育園・富岳学園敷地
28	御殿場市大坂字西ノ原362番3		133	原野	富岳保育園・富岳学園敷地
29	御殿場市大坂字西ノ原362番10		13	原野	富岳保育園・富岳学園敷地
30	御殿場市大坂字西ノ原362番11		164.12	宅地	富岳保育園・富岳学園敷地